

市場調査回答の取りまとめ

PFI等事業により宝塚市新ごみ処理施設整備・運営（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、民間事業者の事業参画が不可欠となります。そこで、民間事業者の参加意向や意見を把握し、民間事業者にとって魅力ある事業とすることを目的として、アンケート方式による市場調査を行いました。

I 調査方法

1. 調査実施スケジュール

調査票の送付：平成28年8月5日（金）Emailにて送付

調査票の回収：平成28年9月9日（金）まで回答期限

2. 調査票の回収状況

見積徴収企業と同様の企業を対象に調査を実施しました。

調査票の回収状況は次のとおりでした。

表 調査票の回収状況

調査票発送状況	調査票回収数	回収率
6社	6社	100%

3. 調査項目

調査項目は次のとおりです。

表 調査項目

設問No.	設問内容
設問1	本事業へのPFI等事業の導入について
設問2	事業方式について
設問3	施設供用開始後の事業期間について
設問4	効率的な事業実施のための民間事業者の有するノウハウ内容について ・市の財政負担額軽減 ・サービスの向上
設問5	事業者として必要とする支援策及び理由について
設問6	本事業で留意すべきリスクについて
設問7	本事業への関心について

II 調査結果

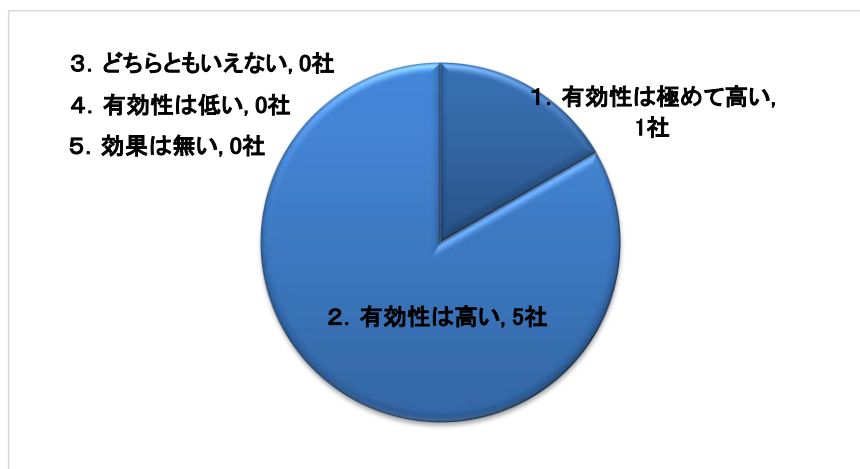
調査結果及び事業者の意見等は次のとおりでした。

設問1 本事業へのPFI等事業の導入について

本事業へのPFI等事業の導入により、効率的かつ効果的な、整備及び維持管理・運営が可能となるか否かについて回答を求めました。

その結果、全社において「有効性は極めて高い」「有効性は高い」という回答が得られました。回答の理由として、「民間の創意工夫が発揮されることが想定されること」などが挙げられましたが、効性をさらに高めるために、「適切な事業範囲とリスク分担や、民間の創意工夫を積極的に認める要求水準書を期待する」との意見が示されました。

選択肢	回答数
1. 有効性は極めて高い	1社
2. 有効性は高い	5社
3. どちらともいえない	0社
4. 有効性は低い	0社
5. 効果は無い	0社
合計	6社



設問2 事業方式について

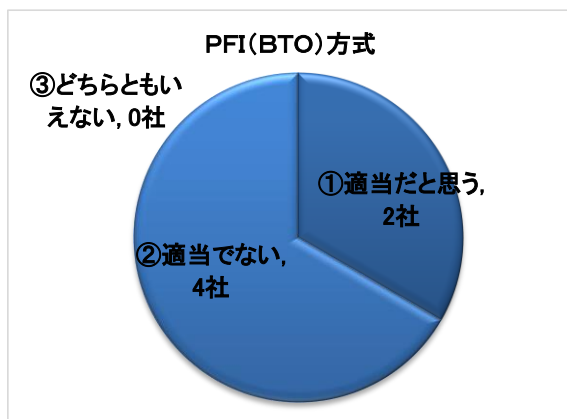
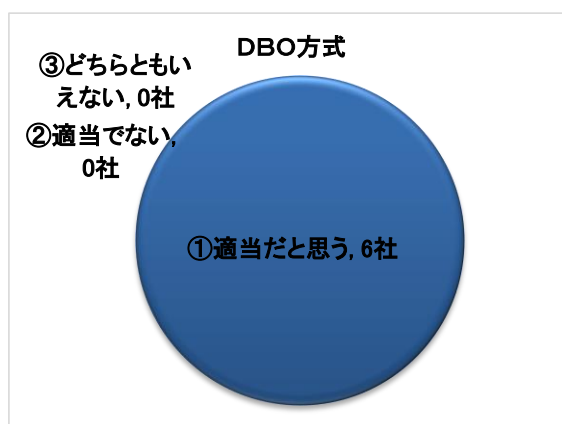
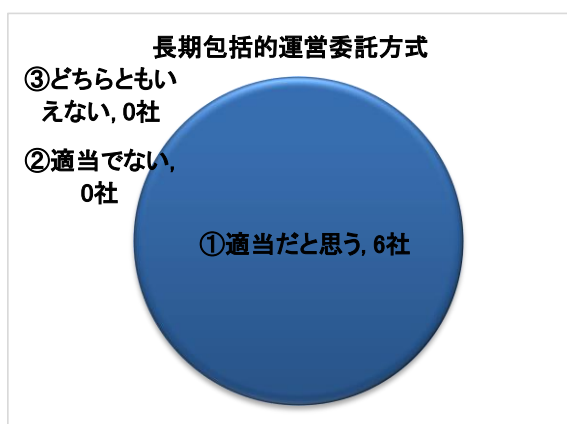
本事業へPFI等事業を導入する場合、各事業方式の適否について回答を求めました。

長期包括的運営委託方式及びDBO方式については、全社において「適当だと思う」と回答がありましたが、PFI(BTO)方式については、「適当だと思う」企業が2社、「適当でない」企業が4社でした。

長期包括的運営委託方式及びDBO方式について「適当だと思う」と回答した主な理由として、「公共による低利の資金調達メリットが得られる」、「固定資産税等の租税負担が少なくなる」などが挙げられていました。また、PFI(BTO)方式について「適当でない」と回答した主な理由は、「資金調達及び税制面でVFMが得られない」、「対応実績が無い」などでした。

選択肢	回答数		
	1. 長期包括的 運営委託方式	2. DBO方式	3. PFI(BTO) 方式
①適当だと思う	6社	6社	2社
②適当でない	0社	0社	4社
③どちらともいえない	0社	0社	0社
合計	6社	6社	6社

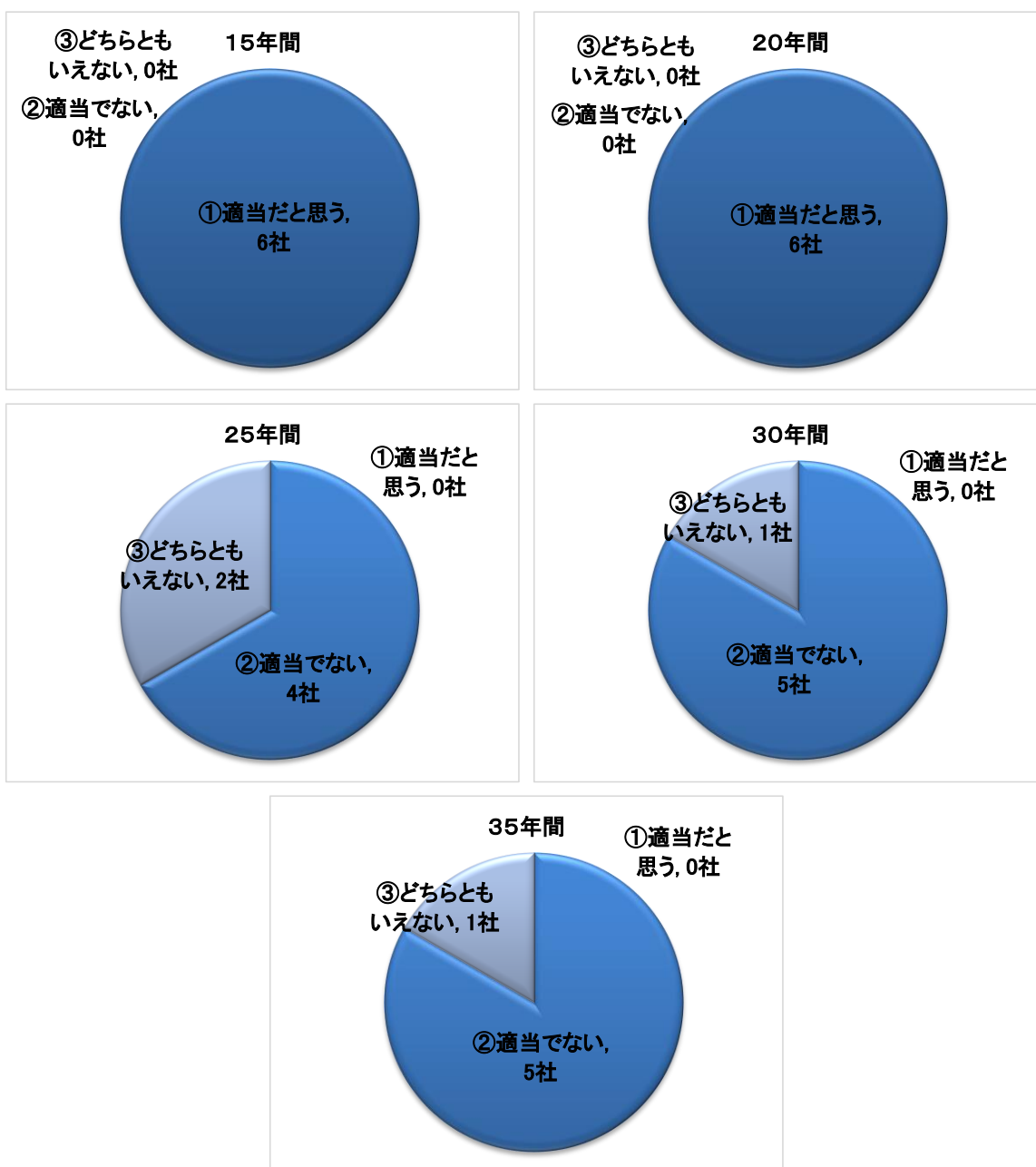
「4. その他」を選択した場合の具体的な方式	回答数
EPC方式(従来方式)	1社
合計	1社



設問3 施設供用開始後の事業期間について

それぞれの期間の適否について回答を求めました。事業期間が15年間及び20年間については全6社が「適当だと思う」との回答でしたが、25年間以上になると「適当だと思う」が0社でした。「適当でない」と回答した主な理由として、「25年間を超える事業期間については運営期間中に大規模修繕を含む可能性があり、リスクが高くなるため費用が高くなる」などが挙げられていました。

選択肢	回答数				
	1. 15年間	2. 20年間	3. 25年間	4. 30年間	5. 35年間
①適当だと思う	6社	6社	0社	0社	0社
②適当でない	0社	0社	4社	5社	5社
③どちらともいえない	0社	0社	2社	1社	1社
合計	6社	6社	6社	6社	6社



設問4 効率的な事業実施のための民間事業者の有するノウハウ内容について

本事業に参画した場合、従来方式と比べて発揮できるノウハウ及び創意工夫について、「市の財政負担の軽減」と「サービスの向上」のそれぞれの観点から回答を求めました。

「市の財政負担額軽減」に対しては、「売電収入を事業者100%帰属として一括契約することにより、事業費抑制が可能となる」、「単年度の購入品等の購買契約や各種契約を複数年度化することで、調達コストを低減させることができる」などが挙げられました。

「サービスの向上」に対しては、「(事業者が別途実施している)小売電気事業との連携による再生エネ電気の地産地消」、「他施設の運営実績による有価物の有効活用」などが挙げられました。

設問5 事業者として必要とする支援策及び理由について

本事業において、市がとるべき支援策(事業者として望む支援策)及びその理由について回答を求めたところ、「灰処理(運搬含む)は事業範囲外を要望する」、「電力会社との事前協議及び引込み工事」、「売電量に直接関係するごみ質やごみ量が計画条件から乖離した際に協議できる仕組み」、「FIT法改正等の法改正による見直しや物価変動による売電単価の見直しに柔軟に対応いただける仕組み」、「要求水準書による拘束の最小化」などが挙げられました。

設問6 本事業で留意すべきリスクについて

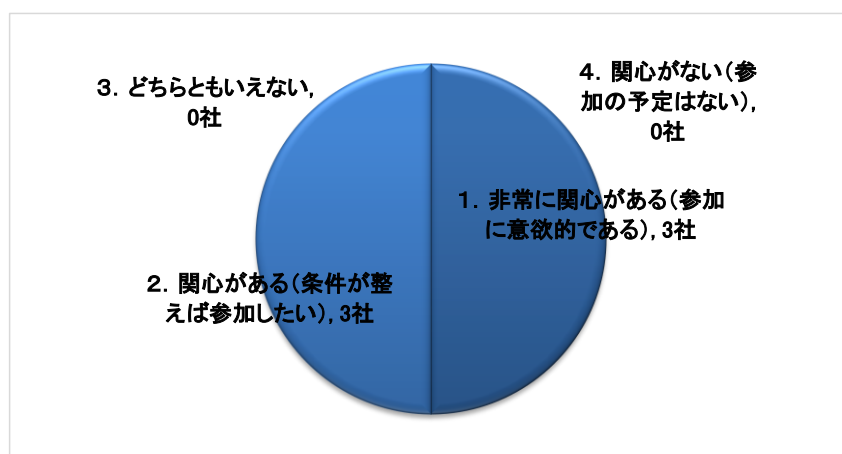
本事業において特に留意すべきリスクについて、その内容と官民リスク分担の考え方を具体的に求めたところ、「ごみ量・ごみ質の変動に関わるリスクは市の所掌としてほしい(または一定の範囲を超える変動が発生した場合には、変動の影響を反映できるような仕組みを希望する)」、「物価変動リスクについては協議の上、市の所掌としてほしい(特定の指標を採用して影響を反映できる仕組みを希望する)」、「不可抗力リスクについては定量的に評価することが困難であるため市の所掌としてほしい」、「過度なペナルティ条件設定は大きなリスク要因となるため避けてほしい」という回答がありました。

設問7 本事業への関心について

本事業をPFI等事業として実施する場合、現時点における関心度について回答を求めたところ、全6社で「非常に関心がある（参加に意欲的である）」または「関心がある（条件を整えば参加したい）」との結果でした。

参加のための条件・要望として、「実施方針公表と同時に要求水準書(案)を公表してほしい」、「提案書作成期間について4～5ヶ月を確保してほしい」、「事業者側への過度なリスク負担が生じない適正なリスク分担を設定してほしい」、「事業者の提案の自由度について最大限容認してほしい」、「建設資材・労務費の上昇及び労働者不足が顕著であることから、本計画にあたり十分な予算及び長い工期を確保してほしい」などが挙げられました。

選択肢	回答数
1. 非常に関心がある(参加に意欲的である)	3社
2. 関心がある(条件を整えば参加したい)	3社
3. どちらともいえない	0社
4. 関心がない(参加の予定はない)	0社
合計	6社



【参考資料】各社の自由記述回答

(設問1 本事業へのPFI等事業の導入について)

○PFI等事業の導入の有効性についての回答及び理由等

No.	回答	理由等
1	高い	整備及び維持管理・運営の要求水準書をメーカーの創意工夫が活かせる内容とすることで、事業費の低減や施設及びサービスの質の向上に繋がると考えます。
2	高い	近年、ごみ焼却処理施設の新設工事の事業方式はDBOが採用されることが多く、民間の創意工夫を積極的に認める要求水準書であれば、PFI等事業を導入する有効性は高いと考えています。
3	高い	有効性は高いと考えますが、管理運営においては自治体側の管理人員を必要最小限に抑えなければVFMの創出が難しいケースもあろうかと思われれます。
4	高い	本事業の主たる業務であるエネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設の設計・建設・運営・維持管理では、プラントメーカーが有するノウハウを活用することで、建設・運営に係るコストが縮減できるため、民活手法の導入の有効性は高いと考えますが、民活手法導入の有効性をさらに高めるため、適切な事業範囲とリスク分担の設定をお願い致します。 PFI等方式では、建設工事と運営事業の入札が同時に行われるため、発注条件をもとにしたプラント計画に基づき、事業期間の運営費を確定することとなりますが、発注後の設計協議で、発注者側のご要望等を基にプラント仕様や運営業務の詳細が決定されることとなるため、入札時に設定した運営費と実情との齟齬が発生することを懸念しております。また、運営事業が長期間の契約となる場合、法制度・税制度の変更やごみ性状の変化といった条件変動に対して、柔軟に対応できない可能性があります。 よって、実情に即して柔軟に事業を展開できる「DB+長期包括運営業務委託」での実施についてもご検討いただきたくお願いいたします。
5	極めて高い	クリーンセンターの建設、運営・維持管理事業は、施設設計や運転管理および維持補修などの各段階において民間の創意工夫が多分に発揮できる事業分野であり、民活手法導入の有効性は一般論として高いと考えます。
6	高い	清掃工場の整備及び供用開始後の維持管理・運営はいわゆる性能発注方式で発注が行われ、民間事業者の寄与が大きい事業であり、それらを一元管理することが可能であるため、事業の各段階（整備、維持管理・運営）を個別で取扱う場合と比較すると、事業期間を通じての創意工夫を発揮する余地が大きいいため、事業を効果的に実施することが可能と考えております。

(設問2 事業方式について)

○各事業方式の適否についての回答及びその理由等

No.	回答				理由等
	長期包括的運営委託方式	DBO方式	PFI(BTO)方式	その他	
1	適当	適当	適当でない	-	<p>長期包括的運営委託方式及びDBO方式については公共による低利の資金調達メリットが得られます。BTOの事業形態は、資金調達及び税制面等においてVFMを得ることが難しいと考えます。</p> <p>PFI方式におきましては、BOO方式、BOT方式など、施設計画に自由度が高い方式を適用することで、適切なVFMを獲得し適正な事業運営が可能になると考えます。</p>
2	適当	適当	適当でない	EPC方式	<p>ごみ焼却処理施設の新設工事の事業方式はDBOが主流であり、2のDBOが適当だと考えています。</p> <p>理由はDBO方式において設計建設(EPC)と運営維持管理(OM)が別会社でなく、一貫体制である弊社の特長を活かせ、また参画件数、受注件数ともに豊富だからです。</p> <p>DBと0の発注を切り分ける1の長期包括的運営委託方式も参画件数、受注件数ともに豊富であり対応可能です。</p> <p>3のBTO方式は施設建設にかかる事業者負担の金利が生じるため、要望しません。</p> <p>4のEPC入札(建設費だけの入札)は対応可能です。</p>
3	適当	適当	適当でない	-	<p>DBO方式は、設計・施工及び運営を一体化することにより、弊社が持つノウハウや創意工夫を活用することが可能となり、設計段階から施工や運営を視野に入れたライフサイクルコストの低減が可能と考えます。</p> <p>長期包括的運営委託方式は、設計・施工と運営の事業者が同一であればDBO方式と同じメリットがあると考えます。</p> <p>PFI(BTO)方式は、弊社において対応実績がなく、的確なリスク分担や有効なご提案を行うことが難しいと考えます。</p> <p>また、ファイナンスを受ける必要があるため金利負担によるコストアップが懸念されます。</p>
4	適当	適当	適当でない	-	<p>1. 長期包括的運営委託方式につきましては、設問1をご参照願います。</p> <p>2. DBO方式につきましては、公共の起債による資金調達は民間事業者による調達に比べ低金利での調達が可能であることや、民間事業者の固定資産税等の租税負担が少なくなることから、PFI(BTO)方式と比べ、コストの削減が可能です。現在、弊社におきましても、ストーカ式焼却施設におけるDBO方式での受注実績を8件有しており、事業ノウハウを十分に蓄積しております。</p> <p>また、DBO方式で、SPCを設立する場合、SPC設立費用、SPC経費(人件費、開業費、総務費等)が別途必要となります。</p>

No.	回答				理由等
	長期包括的運営委託方式	DBO方式	PFI(BTO)方式	その他	
					<p>3. PFI(BTO)方式につきましては、民間事業者による資金調達と公共の起債による資金調達に比べて金利面で不利となることから発注者の総負担額圧縮の観点からも適当ではないと考えます。</p> <p>また、施設運営事業を複数年にわたり民間業者に委託される場合は、建設工事の実設計終了後に、運営事業を5年程度毎に更新することで、より実情に即した柔軟な運営を行うことができるため、望ましいと考えます。</p>
5	適当	適当	適当	-	<p>DBO・BTO方式については、いずれの場合も対応可能であり、公設公営に比べて民間の創意工夫を導入かつ実現しやすいと考えます。当社はPFI、PPP等新しい事業手法に多方面にて対応できる実施体制を取っており、BTO方式でも静岡県御殿場市・小山町広域行政組合様から受託しております。</p> <p>また、公設民営の長期包括運営事業(DB+O方式)の受注実績も多数保有しております。ごみ処理委託費として「サービス購入型」の事業形態で、事業者が負うリスクが適切な範囲であれば、積極的に事業参入いたします。</p>
6	適当	適当	適当	-	<p>弊社は、多数のDBO事業や長期包括事業を弊社もしくはSPCで実施しており、設立の有無に関係なく対応可能ですが、建設・運営の各段階を一元的に管理でき、かつ調達費用の金利面を考えるとDBO方式の方が、費用面・技術面でより効果的にごみ処理行政に貢献可能と考えますので、DBO方式を希望します。</p>

(設問3 施設供用開始後の事業期間について)

○各事業期間の適否についての回答及びその理由等

No.	回答						理由等
	15年間	20年間	25年間	30年間	35年間	その他	
1	適当	適当	適当でない	適当でない	適当でない	—	<p>25年を超える事業期間については、運営期間中に大規模修繕を含む可能性があり、費用等をリスクマネーとしてメーカーが委託費に計上するため、結果的に高くなるケースがあります。</p> <p>大規模修繕を実施する場合、機器の劣化状況や運転状況を判断材料として工事内容を決定することが最も効果的ですので、大規模修繕を含まない期間を設定することが望ましいと考えます。</p>
2	適当	適当	どちらともいえない	適当でない	適当でない	—	<p>運営期間は20年が主流なため、15年もしくは20年は適当だと考えます。</p> <p>25年は前例が少なく、現時点ではどちらとも言えません。</p> <p>30年、若しくは40年間の一括契約は運営期間が長すぎ、リスクがあるため、適当でないと考えます。</p>
3	適当	適当	どちらともいえない	どちらともいえない	どちらともいえない	—	<p>20年間以上の長期にわたる場合はリスクの予見が困難になることから、維持補修費増大等の要因により、効果的なVFMの創出率が小さくなる可能性があると考えます。</p>
4	適当	適当	適当でない	適当でない	適当でない	—	<p>一般的に運営期間が長期間であればあるほど、民間事業者の運営ノウハウを活用するメリットは増加しますが、同時に不確定要素（想定外の機器故障等、その発注が不確定なリスク）の発現確率は高まります。そのため、運営期間が長期過ぎると不確定要素に対するリスク対応コストの影響が大きくなります。</p> <p>また、弊社納入の廃棄物処理プラントでは20年程度での更新事例が多く見受けられ、事業期間が長くなればなるほど、施設補修リスクが高まると考えています。よって、事業期間としては、事業者にとってある程度の実績を把握している期間を希望いたします。事業期間が、20年以上に渡る場合、実績を把握できていないことから、事業者としてはリスクを考慮した応札価格を設定せざるを得ません。</p> <p>事業期間を20年間とした場合には、21年目以降の契約時に、その時点における最適な施設補修計画を織り込んだ運営事業契約が可能となり、結果としてVFMの観点からも、最も効率的であると考えます。</p> <p>これらのバランスを鑑み、運営期間の設定は15～20年程度が適当であると考えます。</p>
5	適当	適当	適当でない	適当でない	適当でない	—	<p>主要機器は15～20年間を超えると大規模な修繕が必要となってきます。15～20年を経過した状態を想定し、基幹的設備改良費用を委託費の中に見込</p>

No.	回答						理由等
	15年間	20年間	25年間	30年間	35年間	その他	
							<p>んだ場合、事業者側の算定するリスク費用が過大になりがちであり、委託費上昇の要因となり、VFMを下げる結果となる可能性があります。15～20年間の事業期間を推奨し、事業契約の中で期間の延長等が図れる規定にすることを要望いたします。また、長期間の事業では事業開始時の前提条件から外部環境（ごみの性状、廃棄物・リサイクルにかかる法令やルール、処理・リサイクル技術、経済状況など）が大きく変化することが予想されます。これら変動を事前に想定することは困難ですが、事業期間の満了時に、外部環境の変動に対処し、事業リスクを軽減することが望ましいと考えます。</p>
6	相当	相当	相当でない	相当でない	相当でない	—	<p>15、20年間の事業期間では、事業期間中の施設の基幹改良的な大規模修繕の発生の可能性が低く、これまでの他事案における運営実績による維持管理費用の積算が可能と考えられ過度のリスクフィーの発生が抑制されると考えられることから15、20年間で相当と考えます。</p> <p>それ以外の期間では、事業者側のコストは契約期間が長くなるにつれ、主に補修・更新に係る計画と実施の乖離によるコストオーバーランリスクが増加するため、運営費用のリスク対策費を増加せざるを得ず、事業者側にとって過度なリスク分担となり、結果として委託費が高騰するものと考えますので20年以上の運営期間を設定することは避けていただきますようお願い致します。</p>

(設問4 効率的な事業実施のための民間事業者の有するノウハウ内容について)

(1) 市の財政負担額軽減に対して発揮できるノウハウ等

No.	回答
1	長期的な機器補修計画の策定や売電収益を最大化する効率的な運転等により、市の財政負担軽減に寄与することができると考えます。
2	要求水準書の内容がほぼ指定の場合は、事業方式に係わらず、建設費は変わりません。したがって要求水準書の内容を固定化せず、プラントメーカーにある程度、提案の自由度を持たせることによって建設費は下がる可能性があります。 また売電収入を事業者100%帰属として一括契約することにより、委託費を下げること(事業費抑制)が可能となるため、貴市環境部門の歳出削減が貴市全体の財政負担の軽減になります。
3	一般的に、事業者側の裁量で点検整備の内容・時期等を計画できる(単年度毎の予算等の制約がない)ため、より効率的な管理運営ができると考えられます。
4	事業者の豊富な運営実績に基づいた長期的な運転計画・点検計画・補修計画を総合的に立案し、ごみ質に応じた発電量・用役量の最適化を行うことで、安定した運転管理を実現するとともに、適時適切な補修を行うことで、運営費用を低減させます。さらに、単年度の購入品等の購買契約や、各種契約を複数年度化することで調達コストを低減させることができます。 これらにより、事業期間のLCCを低減することが可能となります。
5	事業提案者として、事業者側で仕様を決定できる自由度が大きい場合、プラント性能の向上やプラントメーカーのノウハウを用いた効率化等により、建設費の低減が期待できます。また、事業者提案として、運転人員、維持補修の効率化、用役費用の低減等により、運営費の低減が期待できます。
6	・ライフサイクルコストと不適合発生リスクのバランスを考慮した設備仕様・材質選定・補修計画上の工夫(例えば「補修費が高い設備は仕様・材質を高級化し、補修頻度を下げる」、「補修費が安い設備は、仕様・材質を陳腐化し、補修頻度を上げる」、「定期点検結果を踏まえ、補修頻度や時期を柔軟に見直す」など) ・売電収入を最大化する運転計画上の工夫(例えば、昼間の発電量を増やすなど)

(2) サービスの向上に対して発揮できるノウハウ等

No.	回答
1	地元企業との連携による貴市内企業の発展、啓発業務において多様な講座を提供する等、近隣地域の活性化に寄与することができると考えます。
2	弊社はごみ発電を中心とした再生エネ電気の地産池消をコンセプトとした小売電気事業を行っており、売電収入を事業者100%帰属とすることにより、貴市内の小中学校や公共施設に電気を供給する提案が可能であり、民間企業のノウハウを発揮することができます。
3	他施設の運営実績による、有価物の有効活用や市民サービスの向上がはかれます。
4	施設来場者の対応(例:見学対応、環境学習等)に配慮した啓発設備、環境学習計画、見学者ルート等を設計段階より計画し、その計画に則り、民間事業者自らが施設運営を実施することで、より周辺住民に喜んでいただけるサービスを提供することが可能となります。
5	直接搬入者へのサービス向上や、一般来場者の方々へのサービス向上(防災、環境学習等を含みます)が期待できます。
6	・サービスについては、事業方式の違いによる大きな差異はないと考えます。 (DBO方式で提供できるサービスは、公設公営方式であっても提供可能であると考えます。)

(設問5 事業者として必要とする支援策及び理由について)

○事業者として必要とする支援策についての回答及びその理由等

No.	回答
1	特にございません。
2	主灰、飛灰は埋立を前提とありますが、埋立、セメント化等の資源化にかかわらず、灰処理(運搬含む)は事業範囲外を要望します。
3	電力の引込み工事が必要な際は、電力会社との事前協議が弊社ではできないので、貴市の役割として頂きたいと考えます。
4	<p>【入札条件について】</p> <p>近年、資材単価の高騰は収まりつつありますが、未だ施工単価の高騰は続いております。よって、今後の総合評価においては、直近の業者見積価格を反映した適切な予定価格を決定いただきたく、お願いいたします。また、これに加え、極端な価格重視とならない評価基準の設定をお願いしたく存じます。</p> <p>民間の技術・ノウハウ等を最大限発揮するため、施設の具体的な仕様の制限やご指定等は、必要最小限に留めていただき、発注者が必要とする最低限の水準を設定願います。</p>
5	PFI事業として実施する場合、役割分担では事業者の申請や許可取得がありますが、御市実施の全体事業の中での建設・運営業務ですので、御市の支援なしでは成立しないものと考えます。余熱利用管理(売電収入)については御市所掌でも対応可能ですが、売電量に直接関係するごみ質やごみ量が計画条件から乖離した際に協議できる仕組み、またFIT法改正等の法改正による見直しや物価変動による売電単価の見直しに柔軟に対応いただける仕組みであれば、売電業務は事業者所掌で有効利用できると考えます。
6	<p>DBO方式を採用する場合、要求水準書において求める性能や成果については規定すべきものですが、それを達成する手段(例えば建設に係る仕様・材質など)については、要求水準書による拘束を最小化し、民間に自由度を与えて頂きたいと考えます。</p> <p>また、要求水準と必ずしも合致していない提案であっても、それが要求水準を同等もしくは上回ることを合理的に説明した場合は、提案を審査・許容する、民間提案に対する柔軟さをお認め頂きたいと考えます。</p>

(設問6 本事業で留意すべきリスクについて)

○本事業において特に留意すべきリスクについての回答及びその理由等

No.	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等の変更リスク 本事業に直接関係する法令変更のほか、間接的に関連する法令変更に関しても事業に影響を与えることには変わりないため、貴市にも関与いただきたいと思います。 ・ 近隣対応リスク 事業者が実施する活動は、事業そのものと密接不可分であり、近隣対応については貴市にも関与いただきたいと思います。 ・ 不可抗力リスク 引渡前のリスクについても、貴市が主分担、事業者が従分担と考えます。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金リスクの「上記以外のもの」は貴市△、事業者△となっていますが、貴市○を要望します。 ・ 不可抗力は注記※3で一定程度までは事業者が負担し、それ以上は貴市が負担するとあるので引渡後だけでなく、引渡前も貴市○、事業者△を要望します。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの質、量等の変動に関わるリスクは、事業者ではリスク化できないため、貴市の所掌として頂きたいと考えます。
4	<p>【官民リスク分担の考え方について】 官民リスク分担の一般的な考え方としては、「PFI 事業におけるリスク分担ガイドライン」に記載されていることと存じますが、実際の PFI 等事業の事業契約書（案）等を拝見すると、リスク分担については、抽象的な表現（例えば、発注者に起因するものは発注者のリスク、事業者に起因するものは事業者のリスクとする等）が多く見受けられます。 PFI 事業の経験から、実際には発注者と事業者の双方が原因でリスクが顕在化することが多いように思われます。この場合、双方とも 100%の立証責任が果たせず、また契約にも当該条項がないため、結果的に事業者にリスクが残存することとなります。 一般廃棄物処理の PFI 事業は、運営に関するリスク比重が大きく、前述のようなケースが長期間に渡り事業者に残存する結果となりますので、より現実に沿った具体的かつ細分化されたリスク分担をご検討頂きます様、お願い致します。</p> <p>【物価変動リスクについて】 設計・施工段階における物価上昇については、インフレスライド条項(公共工事標準請負契約約款第 25 条第 6 項)の通り、契約金額の 1%以内の物価上昇分は事業者の負担とし、1%を超える上昇分につきましては貴市の負担とするリスク分担をご検討頂きますようお願いいたします。また、入札から契約締結に至るまでの間に起こった物価変動につきましても、発注者側のご負担として頂きますようお願い致します。</p> <p>【不可抗力リスクについて】 天災等の不可抗力は予測不可能であり、それに対するコスト計上が困難です。従いまして、不可抗力リスクは事業者の負担から除外して頂きますようお願い致します。</p> <p>【施設の想定外停止等によるペナルティ条件の適切な設定について】 施設の想定外停止により、廃棄物処理が滞る場合、ごみピットでの貯留限界を超えた廃棄物は、他所での処理等が必要ですが、他所での処理費用と、本施設で処理した場合に事業者に支払う費用との差額が、実際の発注者にとっての余分な費用負担となるものと考えます。しかしながら、当該事象が生じた場合、上記費用に加え、固定費の減額等のペナルティを設定する契約が見受けられます。過度のペナルティ条件の設定は、事業者にとって大きなリスク要因となりますので、適切な条件設定をご検討頂きたく、お願い致します。</p>
5	<p>民間事業者でコントロールできるリスク負担であることが基本であり、事業者側へ過度なリスク負担がないことが参入条件となります。また、建設工事において、社会情勢の変動による建設コスト、調達コストの急激な上昇などの物価変動は、ご協議のうえ御市のご負担としていただきたく、お願いいたします。</p>
6	<p>最も高い VFM を達成するためには、官民の合理的なリスク分担が不可欠です。民間事業者への過度のリスク負担を求めること(例：ごみ質の保証がない前提条件での売電量・飛灰量な</p>

No.	回答
	<p>どの保証、行政側が命令権を有する形での追加出資等の財務支援規定、資本金・地元雇用等過度の定量的な制約、過度のペナルティなど)は、リスクフィーとなって事業費にはね返ってくるとともに、民間事業者の事業運営を破綻させる可能性もあり、望ましくありません。</p> <p>官側で負担すべきあるいはリスク顕在化時に官民で協議を要すると考えられる主なリスクは以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画責任・住民説明 <p>事業実施計画立案段階での事業計画や、建設予定地での測量・調査・事業範囲の策定、周辺住民への説明、住民同意の取付等は公共が適切な責任を負うことにより民間事業者へ過度なリスク負担がかかることを削除できます。(例：事業実施そのものに対する住民訴訟への対応等)</p> 2. 用地取得 <p>用地取得にかかるコスト要素として用地取得費、用地取得遅れに伴い発生するコストがあり総事業費に占めるコストインパクトが甚大である上に、その算出が定量的に評価することが困難であるため、VFMの最大化の観点から官側でのリスク負担が妥当であると考えます。</p> 3. ごみ量・ごみ質の変動 <p>官民ともにコントロール不可能なごみ量やごみ質は清掃工場の維持管理・運営において薬品量や売電量などに影響し、その変動は事業運営上、経済的に非常に大きな影響をもつものです。一定の範囲を超える変動が発生した場合には、変動の影響について反映できるような仕組みを希望します。</p> 4. 物価変動 <p>物価の変動は両者にとってコントロール不可能なリスクであり、ある指標を採用して物価変動を反映させることは必要不可欠と考えます。</p> 5. 不可抗力 <p>天災、戦争等のコントロール不可能な事由が発生した場合の損害については民間事業者ではリスクが定量的に評価することが困難であるため、VFMの最大化の観点から官側でのリスク負担をお願い致します。</p>

(設問7 本事業への関心について)

○本事業への関心についての回答及び参加のための条件等

No.	回答	参加のための条件等
1	関心がある	—
2	関心がある	最終的には契約書案を含む入札公告の公表資料を見た上での判断となりますが、要望事項は下記のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施方針公表時に要求水準書(案)も同時公表願います。 ・提案書作成期間は4~5ヶ月は確保願います。 ・ゼネコンはSPCに出資しない協力企業、プラントメーカーの下請け方式、JVの場合は乙型を要望します。
3	非常に 関心がある	—
4	関心がある	弊社及び弊社グループ企業は、豊富な一般廃棄物処理施設の設計・建設、運営・維持管理の実績を有しておりますので、本事業においても、これらで培った経験とノウハウを最大限に発揮できると考えております。
5	非常に 関心がある	性能発注方式を採用されるものと考えますが、施設として性能を満足させるものとし、プラント設備の仕様につきましては、民間事業者の提案を採用していただく余地をできる限り広く取っていただきたいと考えます。また、事業面では「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との原則に則り、事業者側に過度なリスクを負担させないよう、適正なリスク分担となるようにご検討願います。ごみ処理委託費として「サービス購入型」の事業形態で、事業者が負うリスクが適切な範囲内であれば、積極的に事業参入いたします。
6	非常に 関心がある	再度申し上げますが、費用面・技術面で更なる効率化を図るため、事業者の提案の自由度を最大限認めていただきたいです。施設規模、稼働日数、各設備機器の詳細仕様(数量、材質、型式等)を民間事業者の提案に委ねるなど、民間事業者の創意工夫を最大限に活かせる発注条件として頂けることを希望します。 一方で、「過度なペナルティ設定」、「民間事業者ではコントロールできないリスクの民間負担規定(例えば、ごみ量、ごみ質の変化を考慮しない発電量保証規定)」など、過度なリスクを民間事業者に負わせる契約条件は、過度なリスク対応費を含んだ事業費の高騰を招くと共に、民間事業者の参入意欲の根本を揺るがすものであり、官民ともにデメリットがあるものと考えます。 また、現在の建設業界では、政府政策による公共事業投資の増加や東京オリンピック開催に係る工事の増加、建設資材・労務費の上昇及び労働者不足が顕著となっており、今後もこの傾向は続き、建設予定時期においても見解が不透明なため、つきましては、本計画にあたり十分な予算及び長い工期の確保をお願い申し上げます。